



2023年 12月 第137号

産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



いよいよ年末を迎え、組合員の皆様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。2023年は新型コロナウイルス感染症も大分落ち着きをみせ、経済状況は緩やかな回復傾向となりました。しかしながらウクライナ戦争に起因する著しい原材料費や燃料費の高騰などが経済界全体に大きな影響をもたらしており、依然として厳しい状況に置かれていると感じます。こうした状況下において当組合は組合員様の経済的利益を第一に考え、外国人共同受入事業を誠実に実施して参りました。来る2024年も引き続き当組合をお引き立て下さいます様、何卒宜しくお願い申し上げます。

源泉徴収票のご用意をお願いします

技能実習生、特定技能外国人も一般社員様と同様に、「令和5年分 給与所得源泉徴収票」の作成・交付をお願い致します。（中国籍、タイ籍で租税条約の適用を受けいている場合も必要になります。）

源泉徴収票は技能実習生等が在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請の際に、収入証明の書類として入管から提出を求められる場合がございますため、在籍しております技能実習生、特定技能外国人全員分の源泉徴収票、並びにその元となりました賃金台帳の写しを当組合までご提出頂きたく、お願い申し上げます。（ご郵送、メール、FAXいずれの方法でも結構です。）

また技能実習生等が居住する市町村役場に「給与支払報告書」のご提出もお願い申し上げます。（課税・非課税・免税に関わらず、必要となります。）

有識者会議最終報告書から読取る新制度（続編）

現在「最終報告書」の内容について議論が行われており、第1回会合で示された開催スケジュールに鑑みると、近日中に「最終報告書」の確定、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」への提出が見込まれます。本日は本年11月15日に出されました最終報告書を元に、続報をお伝えいたします。

今回の発表で最も注目すべき点は「転籍の在り方」になります。新制度では「本人の意向による転籍」も認められる予定ですが、前回までは「1年を経過した後」とありました。しかし今回の発表の中で産業分野によっては「2年を超えない範囲で」の上乗せが可能になったとあります。つまり分野によっては1年で転職可能だったものが、2年経たないと転職が出来なくなります。たった1年の違いですが、転職に対しての歯止め効果が期待でき、この影響は非常に大きいと感じております。（どの分野が上乗せになるかは未定でございます。）

本年も組合員の皆様には大変お世話になりました。皆様の輝かしいご越年を心よりお祈り申し上げます。

